

第6節 施設・居住系サービスの利用者数の見込みと目標値

1 参酌標準について

介護保険施設及び介護専用型居住系サービスの利用者を見込む上での指針となる参酌標準が厚生労働省より示されています。この参酌標準では、施設入所者のうち要介護4、要介護5の認定者の占める割合を70%以上とすることとされています。

本市では、平成24年度より療養病床転換事業による対象人数の減少が見込まれますので、施設利用者に対する要介護4・5の者の割合は減少します。今後も地域密着型サービスをはじめ居宅サービスの充実を図り、達成へ向けて努力します。

図表：施設サービス利用者数の見込み

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設利用者数	219人	275人	266人	266人
施設利用者の内 要介護4・5の要介護者数	146人	169人	163人	163人
施設利用者に対する 要介護4・5の者の割合	66.7%	61.5%	61.3%	61.3%

※ 施設サービスとは、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を指す